



工事中の歩行者のための ユニバーサルデザイン ガイドライン

目 次

第1部 ガイドラインの背景・趣旨

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1. | ガイドラインの考え方 | 2 |
| 1-1 | 基本的な考え方 | 2 |
| 1-2 | 対象工事 | 2 |
| 1-3 | 本ガイドラインの位置づけ | 2 |
| 1-4 | 本ガイドラインの基本理念 | 2 |
| 1-5 | 本ガイドラインの基本方針 | 4 |
| 2. | 「代表的な工事」における配慮事項例 | 5 |
| 2-1 | 区内で施工される「代表的な工事」 | 5 |
| 2-2 | 「代表的な工事」における物理的配慮事項 | 6 |
| 3. | ガイドラインの構成 | 10 |
| 3-1 | 配慮事項に基づいた構成 | 10 |
| 3-2 | ガイドラインの見方 | 10 |

第2部 具体的配慮事項と対応のためのガイドライン

| | |
|-----------------------|----|
| 配慮事項等一覧 | 12 |
| 具体的配慮事項に対するガイドライン | 14 |
| Ⅰ 工事情報の提供 | 14 |
| Ⅰ-a 近隣住民等への工事情報の周知 | 14 |
| Ⅰ-b 歩行者等への工事情報の周知 | 16 |
| Ⅰ-c 外国人に対する工事情報の提供 | 18 |
| Ⅱ 歩行通路の構造 | 20 |
| Ⅱ-a ルート | 20 |
| Ⅱ-b 幅員 | 21 |
| Ⅱ-c 勾配 | 23 |
| Ⅱ-d 段差 | 25 |
| Ⅱ-e 路面 | 26 |
| Ⅱ-f 工事用車両横断部 | 28 |
| Ⅲ 案内・誘導 | 29 |
| Ⅲ-a 歩行者等の注意喚起（サインの設置） | 29 |
| Ⅲ-b 誘導標示・視覚障害者誘導用ブロック | 32 |
| Ⅳ その他施設 | 33 |
| Ⅳ-a 照明、反射鏡等 | 33 |
| Ⅳ-b 案内サイン等の機能補償 | 34 |
| Ⅴ 歩行者の危険防止対策 | 35 |
| Ⅴ-a 車道への進入防止 | 35 |
| Ⅴ-b 工事区域への進入防止対策 | 36 |
| Ⅴ-c 落下物防止対策 | 37 |
| Ⅵ 人的サポートの充実 | 38 |
| Ⅵ-a 交通誘導員の配置・誘導 | 38 |
| Ⅵ-b 交通誘導員の資質向上 | 39 |

チェックシート 47

参考

施工管理チェックポイント 48

第1部

ガイドラインの背景・趣旨

1. ガイドラインの考え方

1-1 基本的な考え方

公共・民間を問わず、区民の生活環境を取り巻く工事には様々なものがあります。今回区が作成するガイドライン（以下、本ガイドライン）は、工事中における「歩行者（車いす等を含む）」の安全を確保するために施工者が講ずべき対応について示すものです。

したがって、対象工事の選定に当たっては、次に示す要件を考慮することとします。

| 対象工事の要件 |
|---|
| ●歩行空間を通行する歩行者が不特定の人であること |
| ●工事を行うことによって、歩行空間に何らかの変更（経路、幅員、高さ、障害物・段差の設置、安全施設の撤去など）を伴うこと |
| ●工事を行うことにより、工事前に比べ、歩行者に対する危険性が少しでも高まると予測されること |

1-2 対象工事

以上の要件を踏まえ、本ガイドラインの対象とする工事は、区内で施工されるすべての工事とします。

特に区が発注する工事では、施工業者が本ガイドラインに基づく措置を講じるよう、発注図書に明記します。

1-3 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、快適なまちづくりの総合的な指針である「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の重点事業として位置づけられたものです。（右図参照）また、これまで「施工管理チェックポイント（*48ページ参照）」によって取り組んできた工事中における配慮事項を、歩行者のユニバーサルデザインの観点からさらに充実していくものです。

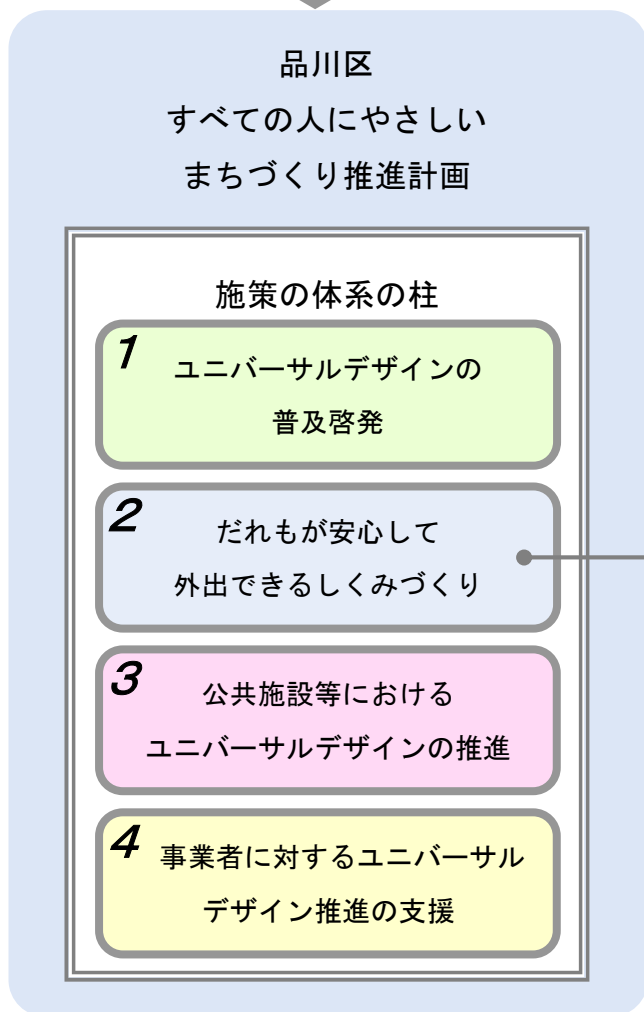
1-4 本ガイドラインの基本理念

本ガイドラインは、工事中という非日常であっても歩行者が危険を感じるものがなく、かつ、あらゆる人に対してスムーズに通行ができる歩行空間を提供することを基本理念とします。

なお、ハードだけでなく、高齢者、障害者等への理解を深め、移動しやすくなるよう協力していく「心のバリアフリー」も重視します。

| ガイドラインの基本理念 |
|-----------------------------|
| 工事中に安心して通行できる歩行空間づくり |

品川区基本構想・長期基本計画



工事中の歩行者のための
ユニバーサルデザインの
ルールづくり

すべての人にやさしいまちづくり推進計画における位置づけ

1-5 本ガイドラインの基本方針

上記の基本理念を踏まえ、本ガイドラインにおいて示す指針は、以下の基本方針に基づいて設定します。

情報

積極的に情報を提供します

高齢者や障害者等にとって、工事による歩行空間および周辺環境の変化は、身体的にも精神的にも大きな負担につながることを想定されます。そのため、近隣住民や通行者に対して、工事に伴う歩行経路の状況などについて周知するため、積極的な情報提供を推進します。

ハード

安全性と快適性を確保します

○工事着手前の通行機能にできるだけ近づける

工事の実施により通行ルートが変更されたり、歩道幅員が狭くなったり、工事前には設置されていた案内標識や視覚障害者誘導用ブロックが一時的に撤去された場合には、歩行空間に一時的な変化が生ずることとなります。

こうした不便や負担を極力抑えるため、工事中の歩行空間は可能な限り従前に近い形とします。

○安全性を確保する

一般的に工事中の歩行空間は仮施設であることが多く、様々な制約条件が伴うことも少なくありません。たとえ工事中であっても、高齢者や障害者等のスムーズな通行を可能とするため、通行の支障となる要因を可能な限りなくし、安全な歩行空間の確保に努めることとします。

ソフト

歩行者に対する人的支援を充実します

工事中の箇所によってはもともとの歩行空間が狭いなど、物理的な対応だけでは十分安心して通行できない場合も考えられます。その際は交通誘導員が適切な人的支援を行うことで、工事中であってもより利用しやすい歩行空間とすることとします。なお、物理的対応はもちろんのこと、工事優先ではなく歩行者優先の立場にたち、必要に応じて工事を中断し歩行者を優先的に通行させるなどの対応も必要です。

交通誘導員が通行者本人の立場に立って適切に誘導するためには、その人の意思や状態（障害の特性、高齢者、妊婦など）、習慣などを正しく理解して、接遇の方法を適切に選ぶことが求められます。

そのため、障害者等の案内・誘導などの接遇に関するスキルを継続的に向上させることとします。

2. 「代表的な工事」における配慮事項例

2-1 区内で施工される「代表的な工事」

本ガイドラインは「工事中の安全な歩行空間を確保する」ことを目的とします。

ここでは、区内で施工される「代表的な工事」4つを挙げ、工事別の特性を踏まえた物理的な配慮事項について主なものを例示します。

代表的な工事

| 施工場所 | 工事 | 工事項目 | 関係部署 | 内容 |
|----------|-------------------------|--------------------------------|-------|---|
| 道路、駅前広場等 | 道路等改修工事 | 道路改修工事 橋梁改修工事 都市計画道路整備工事 | 道路課 | ○道路本体の改良・改修に伴う工事で、施工による影響範囲が歩道または歩行者に及ぶもの |
| | | 私道整備工事 細街路整備工事 | 建築課 | |
| | 道路占用物等の新設・改修工事、維持管理作業など | 道路維持工事 | 道路課 | ○道路内に埋設されている企業者施設、上空の電線・通信線等に関する工事・維持管理作業で、影響範囲が歩道または歩行者に及ぶもの |
| | | 占用工事 自費工事 | 土木管理課 | |
| 沿道 | 沿道における建築工事等 | 住環境整備事業 | 都市計画課 | ○施工による影響が前面の歩道または歩行者に及ぶもの ○公共施設の出入り（位置・ルート）に変更を与えるもの ○工事車両の出入りに際して歩道または歩行空間を通過・横断するもの |
| | | 開発事業 | 都市開発課 | |
| | | 民間建築工事 | 建築課 | |
| | | 営繕工事 | 施設整備課 | |
| 公園・緑地 | 公園の改修工事・維持管理作業など | 公園整備工事 | 公園課 | ○出入口、園路その他公園内の通行スペースの改修工事または、施設の維持管理に関する作業等により、公園利用者の歩行空間を変更する場合、工事等による立入禁止区域を設けるもの |
| | | 公園維持工事 | | |

2-2 「代表的な工事」における物理的配慮事項

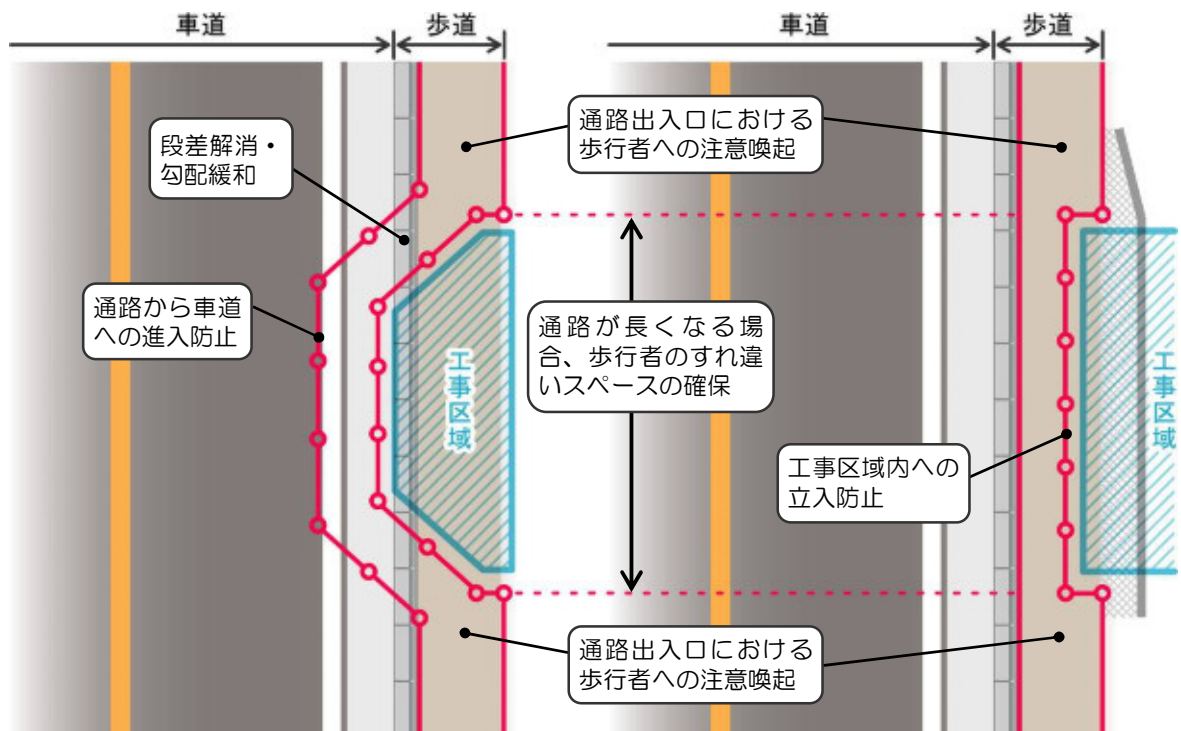
1) 道路改修工事

道路改修工事としては、拡幅工事、舗装工事、歩道設置工事、バリアフリー化等改良工事のほか、植栽の維持管理などが想定されます。道路沿道には宅地（民地）が面している場合が多く、歩道で工事が実施される場合には、一時的に幅員を狭めたり、車道側に歩行通路を設置したりするケースが想定されます。

道路改修工事における配慮点としては、以下の事項が挙げられます。

道路改修工事における配慮点

| 項目 | | 配慮事項 |
|----------|------------|--|
| 工事情報の提供 | 通行者への周知 | ●歩行通路の出入口付近において、利用者の注意を喚起する必要があります。 |
| 歩行通路の構造 | 幅員 | ●歩行通路が長くなる場合、歩行者のすれ違いが可能となるようにする必要があります。 |
| | 勾配・段差 | ●車道側に歩行通路を設置する場合には、歩車道境界における段差、切下げ部の勾配等を解消する必要があります。 |
| 歩行者の危険防止 | 車道への進入防止 | ●車道側に歩行通路を設置する場合には、歩行通路から車道への進入防止対策を講ずる必要があります。 |
| | 工事区域への進入防止 | ●擁壁や法面などの工事区間が長くなる場合には、工事区域への進入防止と安全対策を施す必要があります。 |



2) 道路占用物等の新設・改修工事、維持管理作業など

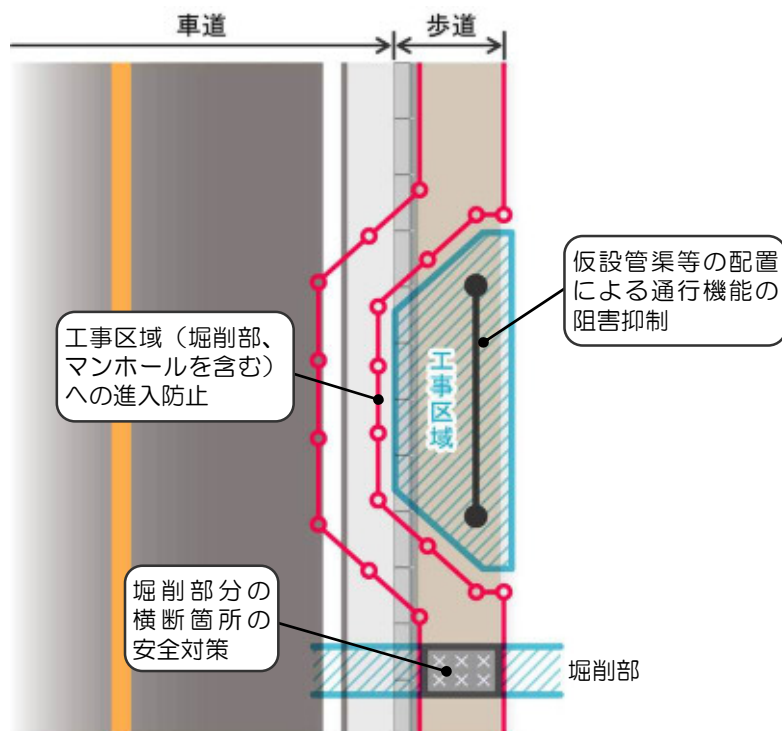
道路占用物の新設・改修工事としては、上水道・下水道・都市ガス・電気・電話などの地下埋設物の敷設・改良、維持管理、および架空式電線・通信線施設の維持管理作業などが想定されます。

これらの工事も道路内で実施されますが、歩道下に構造物が埋設されている場合があることや、路面の掘削を伴うといった特徴があります。また、掘削を伴わない点検や、電線類の補修も一時的に幅員を狭めるケースが想定されます。

そのため、道路改修工事と同様の配慮のほか、以下のような事項について配慮が必要です。

道路占用物等の新設・改修工事、維持管理作業等における配慮点

| 項目 | | 配慮事項 |
|----------|------------|--|
| 歩行通路の構造 | 幅員 | ●仮設管渠等の路上配置による通行機能の阻害を可能な限り抑制する必要があります。 |
| | 路面 | ●歩行通路が掘削部を横断する箇所（蓋がけ部）の安全対策を施す必要があります。 ●浸水等の防止を図る必要があります。 |
| 歩行者の危険防止 | 車道への進入防止 | ●車道側に歩行通路を設置する場合には、歩行通路から車道への進入防止対策を講ずる必要があります。 |
| | 工事区域への進入防止 | ●工事区域（道路掘削部分やマンホール等を含む）への進入防止と安全対策を施す必要があります。 |
| | 落下物防止 | ●歩道上への落下物の防止を図る必要があります。 |



※上記のほか「①道路改修工事」で示した事項にも配慮する必要があります。

3) 沿道における建築工事等

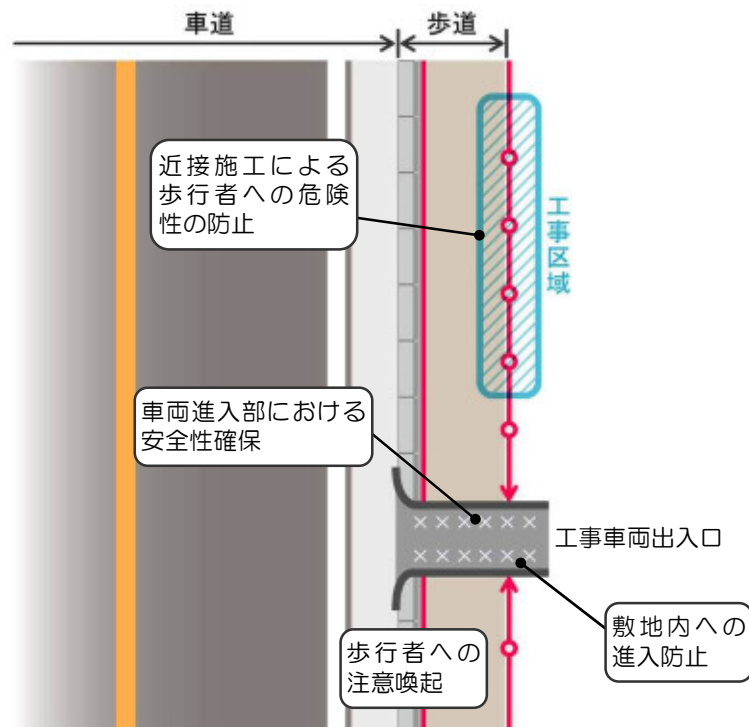
沿道における住宅（マンションを含む）・公共施設など建築物等の工事では、道路と敷地を出入りする工事車両が歩道を横断し、歩行者動線と交錯することから、工事車両の出入口付近における配慮が必要と考えられます。

敷地の外構や建築物の外壁などでは、道路に近接して実施される工事も想定されることから、歩行者への安全確保に向けた配慮が必要です。

さらに不特定多数の区民が訪れる公共施設の改修工事などにより、敷地出入口の位置や玄関までの経路を一時的に変更する場合には、施設利用者が迷うことのないよう、案内・誘導を適切に行うことが必要です。

沿道における建築工事等における配慮事項

| 項目 | | 配慮事項 |
|----------|------------|--|
| 工事情報の提供 | 通行者への周知 | ●工事車両の出入口における通行者への注意喚起と工事車両通行時の誘導を行う必要があります。 |
| 歩行通路の構造 | 幅員 | ●資機材等の仮置きや仮設構造物による通行スペース（幅員）への影響を可能な限り防止する必要があります。 |
| | 工事車両横断部 | ●工事車両横断部では歩行者の安全な通行に配慮した構造とする必要があります。 |
| 歩行者の危険防止 | 工事区域への進入防止 | ●工事敷地内への進入防止対策を施す必要があります。 |
| | 落下物防止 | ●歩道上への落下物等の防止を図る必要があります。 |



4) 公園の改修工事・維持管理作業

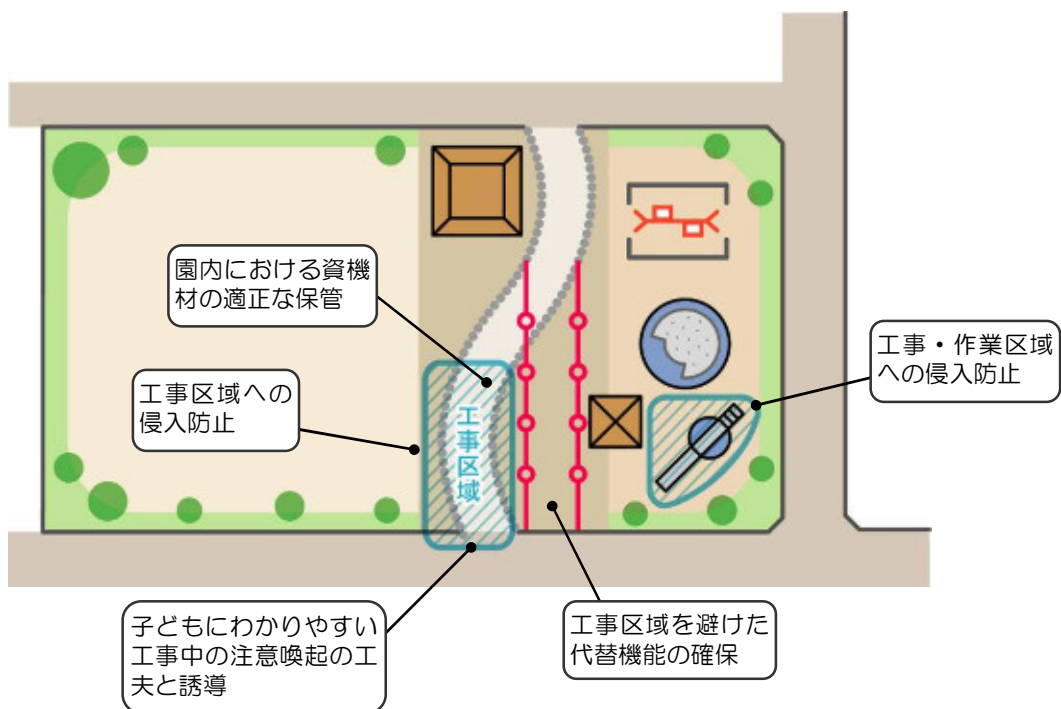
公園における工事としては、出入口・園路の改修や遊具・休憩施設等の補修、緑地の維持管理作業などが想定されます。このうち、利用者の歩行空間に制約を与えるものとしては、出入口、園路（歩行経路として明確に設定されているもの）などの補修が考えられます。

また、園路や緑地などの明確な区分がなく、一面的に利用されている公園では、部分的な施設の改修や維持管理における通行への影響は少ないと想定されますが、工事区域・作業区域への立入防止に対する配慮が必要です。

なお、公園は、子どもが多く利用する施設であることから、子どもを対象とした安全対策に特に配慮する必要があります。

公園の改修工事・維持管理作業における配慮事項

| 項目 | | 配慮事項 |
|---------|---------|------------------------------------|
| 工事情報の提供 | 利用者への周知 | ●子どもにもわかりやすい工事中の注意喚起・誘導を行う必要があります。 |
| 歩行通路の構造 | ルート | ●工事区域を避けた代替機能の確保を検討する必要があります。 |
| その他 | | ●子どもなどの工事区域への進入防止を図る必要があります。 |



3. ガイドラインの構成

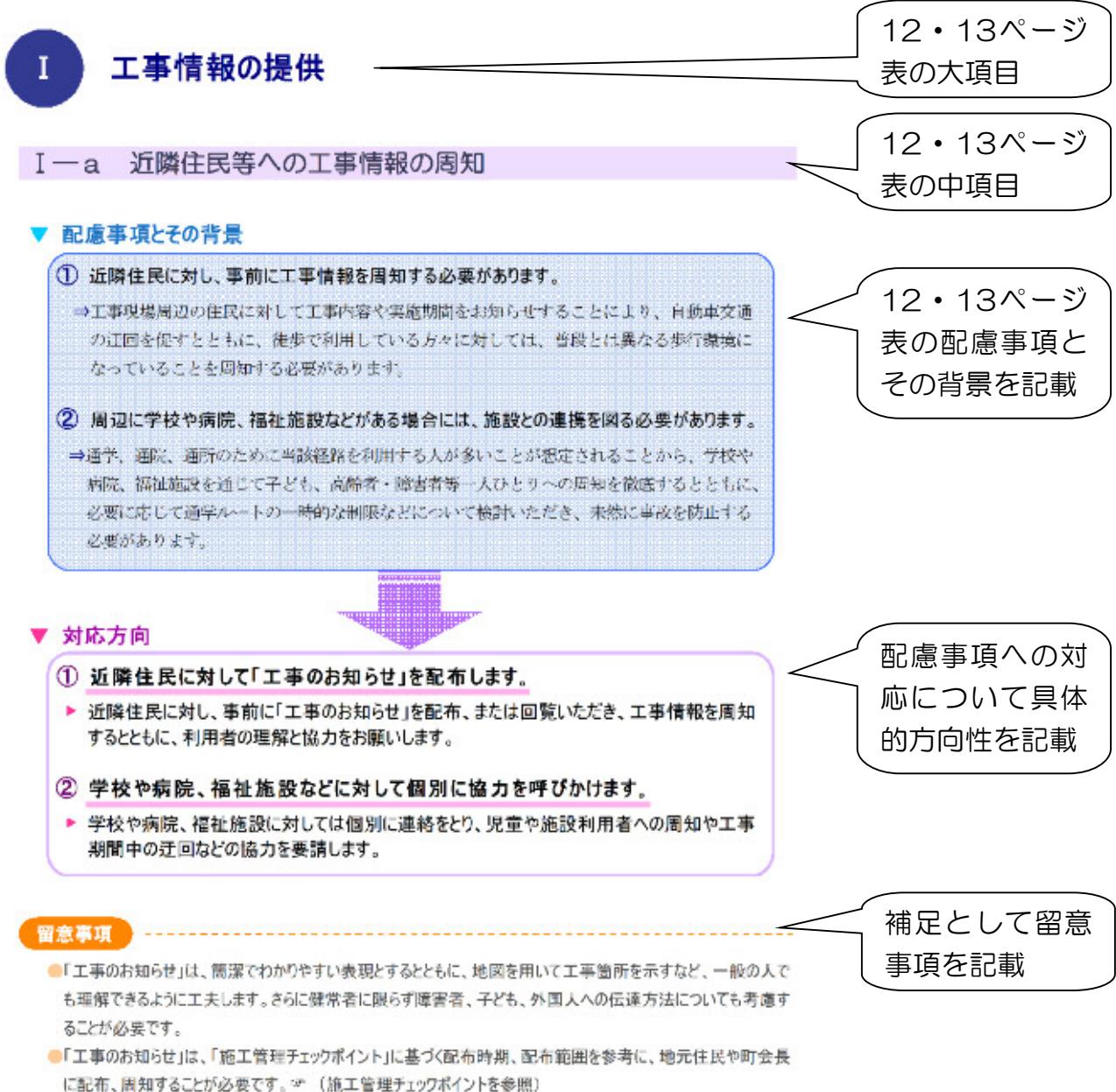
3-1 配慮事項に基づいた構成

区内で実施される工事の規模、工種、現場条件、施工条件（制約条件）はさまざまであり、また、効果的・経済的に工事を進めるためには、施工者の創意工夫も尊重されるべきであることから、本ガイドラインで一律の設計基準や施工方法を定めることは困難です。

そこで、本ガイドラインでは、配慮事項に基づいて、基本的な対処の方向性を示します。

3-2 ガイドラインの見方

各配慮事項に基づくガイドラインの見方は、以下に示すとおりです。



第2部

具体的配慮事項と 対応のためのガイドライン

配慮事項等一覧

第1部で示した工事別の配慮事項とともに、すべての工事において共通する「工事情報の提供」「案内・誘導」などを含めた配慮事項を一覧で整理すると、次に示すとおりです。

工事別配慮事項等一覧表

| 大項目 | 中項目 | 配慮事項 | 道路 | 占用物 | 沿道 | 公園 |
|------------|---------------------------------------|--|----|-----|----|----|
| I 工事情報の提供 | a 近隣住民等への工事情報の周知 | ①近隣住民に対し、事前に工事情報を周知する必要があります。 | | | | |
| | | ②周辺に学校や病院、福祉施設などがある場合には、施設との連携を図る必要があります。 | | | | |
| | b 通行者への周知 | ①通行者に対しては、工事看板などにより工事情報を提供する必要があります。 | | | | |
| | c 外国人に対する工事情報の提供 | ①外国人に対しても工事情報が周知されるよう、外国語による案内を考慮する必要があります。 | | | | |
| II 歩行通路の構造 | a ルート | ①なるべく工事着手前のルートを踏まえて大きな迂回を避ける経路とする必要があります。 | | | | |
| | b 幅員 | ①工事による通行スペース（幅員）への影響を可能な限り防止する必要があります。 | | | | |
| | | ②交通量に配慮するとともに、歩行者同士のすれ違いや車いす使用者等の通行にも配慮した幅員とする必要があります。 | | | | |
| | c 勾配 | ①勾配（縦断・横断）は、路面排水に支障とならない範囲で、可能な限り小さくする必要があります。 | | | | |
| | | ②横断勾配のきつい歩道の切下げ部等が車いすやベビーカー等の走行経路にあたらぬよう配慮する必要があります。 | | | | |
| | d 段差 | ①段差は原則として発生させないようにする必要があります。 | | | | |
| | | ②工事着手前の歩道から車道側に向けて歩行通路を設定する場合には、歩車道境界における段差対策を施す必要があります。 | | | | |
| e 路面 | ①歩行者の安全性・快適性を確保する必要があります。 | | | | | |
| | ②歩行通路内の掘削箇所等の安全対策を施す必要があります。 | | | | | |
| | ③歩行者が多い箇所では、路面の保持に努める必要があります。 | | | | | |
| f 工事車両横断部 | ①工事車両横断部では歩行者の安全な通行に配慮した構造とする必要があります。 | | | | | |

| 項目 | 中項目 | 配慮事項 | 道路 | 占用物 | 沿道 | 公園 |
|-------------|---------------------|---|----|-----|----|----|
| Ⅲ案内・誘導 | a 歩行者等の注意喚起（サインの設置） | ①歩行通路の起終点付近において、通行者の注意を喚起する必要があります。 | | | | |
| | | ②工事車両の出入口における通行者の注意を喚起する必要があります。 | | | | |
| | | ③歩行通路における危険箇所について、歩行者等の注意を喚起する必要があります。 | | | | |
| | | ④サインは、子どもや外国人等を含め、すべての人に理解できる標示とすることが望まれます。 | | | | |
| | b 誘導標示・視覚障害者誘導用ブロック | ①仮設通路の進行方向や経路をわかりやすく示す必要があります。 | | | | |
| | | ②工事着手前において視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていた場合には、工事中においても敷設する必要があります。 | | | | |
| Ⅳその他施設 | a 照明、反射鏡等 | ①通行者が安全に通行できるよう、歩行通路には照明や反射鏡を設置する必要があります。 | | | | |
| | b 案内サイン等の機能補償 | ①交通標識のほか、工事着手前において、施設案内などの標識が設置されていた場合には、工事中の歩行通路にも設置する必要があります。 | | | | |
| Ⅴ通行者の危険防止対策 | a 車道への進入防止 | ①車道側に歩行通路を設置する場合には、歩行通路から車道への進入防止対策を講ずる必要があります。 | | | | |
| | b 工事区域への進入防止対策 | ①工事区域への進入防止対策を施す必要があります。 | | | | |
| | c 落下物防止対策 | ①歩道上への落下物の防止を図る必要があります。 | | | | |
| Ⅵ人的サポートの充実 | a 交通誘導員の配置・誘導 | ①すべての歩行者の安全な通行に配慮し、誘導員を配置する必要があります。 | | | | |
| | b 交通誘導員の資質向上 | ①通行者、特に高齢者や障害者等に対する交通誘導員の接遇の向上を図っていく必要があります。 | | | | |

凡例

- 主として関係する工事
- 場合に応じて関係する工事

具体的配慮事項に対するガイドライン

I 工事情報の提供

I-a 近隣住民等への工事情報の周知

▼ 配慮事項とその背景

- ① 近隣住民に対し、事前に工事情報を周知する必要があります。
⇒工事現場周辺の住民に対して工事内容や実施期間をお知らせすることにより、自動車交通の迂回を促すとともに、徒歩で利用している方々に対しては、普段とは異なる歩行環境になっていることを周知する必要があります。
- ② 周辺に学校や病院、福祉施設などがある場合には、施設との連携を図る必要があります。
⇒通学、通院、通所のために当該経路を利用する人が多いことが想定されることから、学校や病院、福祉施設を通じて子ども、高齢者・障害者等一人ひとりへの周知を徹底するとともに、必要に応じて通学ルートの一時的な制限などについて検討いただき、未然に事故を防止する必要があります。



▼ 対応方向

- ① 近隣住民に対して「工事のお知らせ」を配布します。
▶ 近隣住民に対し、事前に「工事のお知らせ」を配布、または回覧いただき、工事情報を周知するとともに、利用者の理解と協力をお願いします。
- ② 学校や病院、福祉施設などに対して個別に協力を呼びかけます。
▶ 学校や病院、福祉施設に対しては個別に連絡をとり、児童や施設利用者への周知や工事期間中の迂回などの協力を要請します。

留意事項

- 「工事のお知らせ」は、簡潔でわかりやすい表現とするとともに、地図を用いて工事箇所を示すなど、一般の人でも理解できるように工夫します。さらに健常者に限らず障害者、子ども、外国人への伝達方法についても考慮することが必要です。
- 「工事のお知らせ」は、「施工管理チェックポイント」に基づく配布時期、配布範囲を参考に、地元住民や町会長に配布、周知することが必要です。☞（施工管理チェックポイントを参照）

「工事のお知らせ」(ちらし)の例

配布日 平成24年6月27日

品川区より

道路工事のお知らせ



工事期間：平成24年8月上旬～平成24年11月上旬(うち20日間程度) 予定
施工時間：昼間施工(予定)
工事場所：南大井六丁目10番先～南大井六丁目11番先

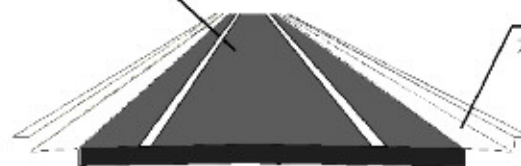


工事の概要

(イメージ図)

アスファルト舗装

道路のひび割れ、凹凸を無くし、
振動や騒音を少なくします。



L形溝

水はけを良くします。

工事期間中、皆様にご迷惑をおかけいたしますが、《安全第一》をモットーとし、速やかに施工いたしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、建物の新・改築に伴う、水道やガス管等の引込み工事(掘削)予定がございましたら、お早めに下記までご連絡願います。

※なお、詳細については、施工会社決定後にお知らせします。

品川区防災まちづくり事業部 道路課 道路維持担当

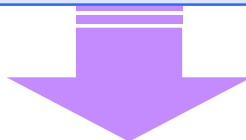
TEL 3777-1111 (内線5483) ○○○○まで

I—b 歩行者等への工事情報の周知

▼ 配慮事項とその背景

① 通行者に対しては、工事看板などにより工事情報を提供する必要があります。

⇒工事中に道路等を通行する人は近隣住民だけではなく、近隣以外にお住まいの方も多く含まれます。そこで、すべての通行者に対して工事情報をお知らせする必要があります。



▼ 対応方向

① 工事予告板を設置し、事前にお知らせします。

- ▶ 工事予定箇所及び周辺に工事を予告する広報板を設置し、すべての歩行者等に対して工事情報を周知します。

施工中は現場及び周辺に工事看板を設置します。

- ▶ 工事中の歩行通路起終点及びその周辺に工事の期間・内容、連絡先などを表示した看板を設置し、工事中の通行者に対して工事情報を提供します。

留意事項

- 工事看板の、設置時期、種類については「施工管理チェックポイント」に基づいて設置します。その際、工事区間の起終点の見やすい位置に設置し工事情報を提供するとともに、利用者の注意喚起を促します。
☞（施工管理チェックポイントを参照）
- 通行止めに伴い、迂回措置を行う場合は、迂回ルートや施工場所付近で施工されている各企業者工事や建築工事等との調整を図る必要があります。また、各清掃事務所との調整を行うとともに、迂回ルートがスクールゾーンに指定されている場合は、学校との調整を行います。
- 工事看板は、大きさ、設置場所が適切でないと、歩行者や自転車の死角に入ってしまう場合があります。設置場所に配慮するとともに、工事箇所の状況に応じて、小型の工事看板を設置するなどの工夫が必要です。
- 広報板、工事看板は、すべての利用者にとってわかりやすくなるよう、表現、色彩・デザインに配慮します。
- 視覚障害者等が道路上の看板等に接触したときの安全性を確保するため、クッション性のある素材で看板の縁を囲むなどの工夫が必要です。



【工事予告板の例】

〇〇〇〇工事のお知らせ



この工事は、〇〇通り（都道〇〇号線）の〇〇〇〇の工事で、平成21年3月頃に完成する予定です。
皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

| | |
|------|---|
| 工事件名 | 〇〇立体交差工事（その5） |
| 工事区間 | 〇〇区〇〇町一丁目から 〇〇区〇〇町二丁目 （東急目蒲線～東急池上線） |
| 工事概要 | 延長 235 m 車道幅員 14.0 m |

お気づきの点は、下記へご連絡ください

| | | |
|------------|-------|---------------|
| 東京都〇〇建設事務所 | 工事課 | 電話 (100) 1234 |
| | 〇〇工区 | 電話 (100) 5678 |
| 〇〇建設株式会社 | 〇〇作業所 | 電話 (300) 9012 |

事業PR記載

| | |
|----------------|-----|
| 未来をつくろう、みち・水・緑 | 品川区 |
|----------------|-----|

日本語が分からない人にも分かるよう、ピクトグラムを使用します。

【施工中の看板の例】

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00～6:00

〇〇〇〇工事

発注者 品川区まちづくり事業部
〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

ご迷惑をおかけします

平成〇年〇月〇日まで
なおしています。

〇〇〇〇を

発注者 品川区まちづくり事業部
〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日頃から
〇月〇日頃まで
〇〇〇〇〇〇〇〇を
なおす工事を予定しています。

発注者 品川区まちづくり事業部
〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

工事予告

工事期間 平成〇年〇月〇日より
平成〇年〇月〇日まで

工事時間 〇時から
〇時まで

〇〇〇〇工事のため
車両通行止めになります。
大変ご迷惑をおかけしますが、
ご協力をお願いいたします。

略図

発注者 品川区まちづくり事業部
〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

I-c 外国人に対する工事情報の提供

▼ 配慮事項とその背景

- ① 外国人に対しても工事情報が周知されるよう、外国語による案内を考慮する必要があります。
- ⇒区内には様々な国籍の人が多数暮らしています。従来の「工事のお知らせ」や工事看板では外国人が理解できず、そのことが不慮の事故につながることも懸念されます。そのため、工事現場や周辺施設の立地状況（大使館など）を踏まえ、外国人が多く通行すると想定される場合には、外国語による情報提供を行うことが望まれます。



▼ 対応方向

- ① 「工事のお知らせ」に外国語を併記します。
- ▶ 近隣住民に対して事前に配布する「工事のお知らせ」の裏面に、外国語（英語、中国語、韓国語など）を併記します（次ページ参照）。
- 広報板・工事看板の内容を外国語で伝える手段を講じます。**
- ▶ 広報板・工事看板に記載された工事の期間・内容、連絡先などは、必要に応じて外国語による案内も別途掲示し、外国人に対して工事情報を提供します。

留意事項

- 「工事のお知らせ」、広報板・工事看板に掲載されたすべての情報について外国語併記とすることは現実的に困難であるため、工事箇所、工事期間、問い合わせ先などの情報に絞って記述することが考えられます。
- 既存の規格による広報板・工事看板に外国語を併記することは、表記スペースの制限等により困難であることから、別途、外国語によるポスターや掲示板を設置することが考えられます。

【外国語による掲示の例(17ページ左端の看板を例に)】

We apologize for the inconvenience.

We repair
○○○○○○○.

To (Month), (Date), 20--.
Hours 21:00-6:00

----- work

Ordering party :
Shinagawa city, Machizukuri
Department, ___ Section
Phone: ○○○○-○○○○

Builder : ___ Construction Inc.
Phone: ○○○○-○○○○

实在抱歉给您带来了困扰。

○○○○○
正在进行修缮。

到平成○年○月○日为止
时间 21:00-6:00

○○○○施工

发包单位 品川区城市建设事业部
○○○○课
电话 ○○○○-○○○○

施工单位 ○○○○建设株式会社
电话 ○○○○-○○○○

폐를 끼칩니다.

○○○○○를(을)
고치고 있습니다.

20○○년○월○일까지
시간대 21:00-6:00

○○○○공사

발주자 시나가와구 거리 만들기 사업부
○○○○과
전화 ○○○○-○○○○

시공사 ○○○○건설주식회사
전화 ○○○-○○○○

「工事のお知らせ」(ちらし)裏面への外国語の表記例

2008/10/10

ROAD CONSTRUCTION REPORT

- Construction period: From the end of November, 2008 to the end of March, 2009.
(Daytime construction for about 20 days)
(Nighttime construction for about 10 days)
(If a contractor is chosen, we will announce a detailed construction schedule.)

- Construction place: 3-6, Minami-Shinagawa — 3-5, Minami-Shinagawa

Shinagawa City Office, Department for Urban Environment Affairs

Phone: 3777-1111, ext. 5482

* Only Japanese available.

道路施工公告

- 施工期間 : 2008年11月下旬～2009年3月下旬 (期間白天施工: 約20天)
(夜间施工: 約10天)
(关于详细的施工日程, 由承包业者决定之后再另行通知)

- 施工现场 : 南品川三丁目6番先 ～ 南品川三丁目5番先

品川区役所 城市环境事业部

电话:3777-1111 (直通内线电话:5482) 转〇〇

*只限以日语应答

도로공사소식

- 공사기간 : 2008년 11월 하순~2009년 3월 하순 (약 20일간, 주간공사)
(약 10일간, 야간공사)

(공사일정에 대한 자세한 내용은 도공영자간 결정할 후에 알려드립니다.)

시나가와구청 도시환경사업부

전화:3777-1111 (내선 : 5482) 〇〇 까지

*일본어로만 대응

II

歩行通路の構造

II-a ルート

▼ 配慮事項とその背景

① なるべく工事着手前のルートを踏まえて大きな迂回を避ける経路とする必要があります。

⇒工事現場を迂回させることは、歩行者、特に高齢者や障害者にとっては大きな負担をかけることにつながります。また、通いなれたルートを変更させることで一部の障害者等にはパニックを起こすことも想定されます。歩行通路は極力工事着手前のルートを踏襲し、大きな迂回をさせないよう配慮する必要があります。

▼ 対応方向

① 工事中の歩行通路は可能な限り最短となるように設定します。

- ▶ 工事中であっても、歩行者のために十分なスペースが確保できる場合には、同じ路線内に仮設通路を設けることとします。
- ▶ 幅員が狭い道路内での工事などでは、自動車交通を制限して歩行者優先とするなどの対応を検討します。
- ▶ やむを得ず歩行者等を迂回させる場合には、可能な限り最短となるように迂回経路を設定します。

可能な場合には、工事区域を避けた代替ルートの確保を検討します。

- ▶ 公園内の園路改修の場合や沿道が未利用地や歩道状空地である場合など、沿道の利用が可能な場合には、代替ルートの確保を検討します。

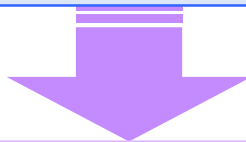
留意事項

- 仮設通路や代替ルートの設置にあたっては、現道の幅員、交通量(自動車、歩行者等)等を勘案し、歩行者等の安全が確保されるよう十分な幅員の確保が可能かどうか確認します(次ページ参照)。
- 工事中に自動車交通などを規制する場合には、事前の情報提供により周知する必要があります。また、工事中の案内・誘導を徹底する必要があります。
- 迂回経路を設定する場合には、迂回距離とともに歩行者にとって安全性の高い経路を選定する必要があります。

II-b 幅員

▼ 配慮事項とその背景

- ① 工事による通行スペース(幅員)への影響を可能な限り防止する必要があります。
⇒工事区域が現道の歩道にかかる場合には、極力その影響範囲を押さえ、ゆとりのある歩行空間を確保することが望まれます。
- ② 交通量に配慮するとともに、歩行者同士のすれ違いや車いす使用者等の通行にも配慮した幅員とする必要があります。
⇒歩行者交通量が多い場合には歩行者通路内でのすれ違いが生じることも多く、また、車いす同士がすれ違うことがないとは断定できません。特に、歩行者通路が長くなる場合には、歩行者や車いすのすれ違いが生じる可能性も高くなるため、ゆとりのある幅員を確保することが望まれます。



▼ 対応方向

- ① **工事による歩道への影響を可能な限り抑えます。**
 - ▶ 資機材の仮置きや仮設構造物による工事区域の通行スペースへの張出しを可能な限り抑え通行スペースの確保に努めます。
- ② **車いすの通行が可能となる幅員を確保します。**
 - ▶ 車いす使用者が通行できるよう2m以上の有効幅員の確保を原則とします。ただし、2mの確保が難しい場面においては、1m以上の有効幅員を確保し、必要に応じて、すれ違いのための待避スペースを設置します。
 - ▶ 狭隘道路などで1m以上の有効幅員が確保できない場合には、少なくとも工事着手前の歩道幅員以上を確保することとします。
 - ▶ 上記が困難な場合には、自動車交通の進入を制限するか、もしくは迂回ルートを別途定めるなどの措置を検討します。

留意事項

- 視覚障害者は、通路幅員を認識することが困難です。安全な通行に配慮し、通路起終点や通路途中での急激な幅員の変化を生じさせないようにします。やむを得ない場合には、カラーコーンの設置数を増やす、交通誘導員等による誘導を行う等の対策を講じます。
- バリケードに保安灯などを設置する場合、それが通行の支障とならないよう、設置位置、高さに配慮します。
- 幅員だけでなく、通路上部に足場・照明器具などが張出している場合についても、視覚障害者等が入り込まないような安全対策を施すことにより、歩行空間として安全に通行できるよう配慮します。
- 通路が工事により狭くなっている場合は歩行者の安全性を考慮して、自転車から降りて押すように誘導します。

参考：歩行者通路の幅員について

建設省（現国土交通省）が平成5年に定めた「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、歩行者が安全に通行できるようにするため、幅0.75メートル以上、特に歩行者が多い箇所においては幅1.5メートル以上の幅員が必要とされています。

一般に車いす同士のすれ違いに必要な幅員は2メートル以上とされています。

<参考>「建設工事公衆災害防止対策要綱」より抜粋 (歩行者対策)

第24起業者及び施工者は、第23（車道幅員）に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11（さくの規格、寸法）から第13（移動さくの設置及び撤去方法）までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかなければならない。

参考：車いす同士がすれ違える寸法、回転できる寸法

◇200cm：車いす使用者2人が
すれ違える寸法

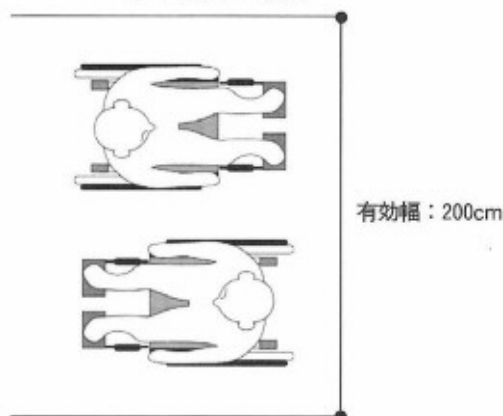


図1-6 車いす同士がすれ違える寸法

◇150cm：車いすが360度
回転できる最低寸法

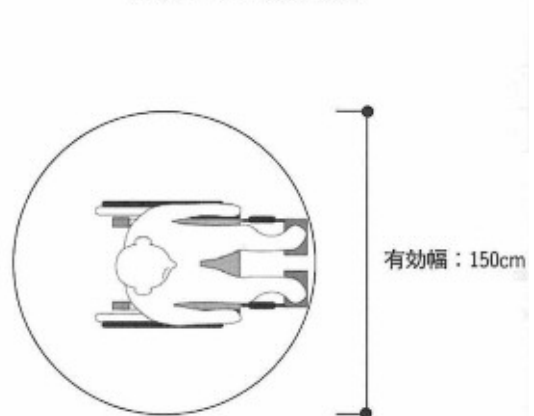


図1-7 車いすが360度回転できる寸法

(出典：改訂版「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」財団法人 国土技術研究センター)

II-c 勾配

▼ 配慮事項とその背景

- ① 勾配(縦断・横断)は、路面排水に支障とならない範囲で、可能な限り小さくする必要があります。
⇒道路の縦断勾配を大きくすることは、高齢者や障害者等(車いすなど)の負担を高めることとなり好ましくありません。縦断勾配は工事着手前の道路勾配を大きく上回ることをないよう配慮する必要があります。
- ② 横断勾配のきつい歩道の切下げ部等が車いすやベビーカー等の走行経路にあたらないよう配慮する必要があります。
⇒マウントアップ型の歩道では、切下げ部において横断勾配が大きくなっていることから、車いすやベビーカー等が側方に傾いてしまい、スムーズな通行ができません。工事中の歩行通路の設定においては、極力切下げ部を避けるよう配慮する必要があります。



▼ 対応方向

- ① **工事による道路縦断勾配の増幅を可能な限り抑えます。**
 - ▶ 工事により道路の縦断勾配が工事着手前よりも著しく大きくなるようにします。
 - ▶ やむを得ず、急勾配(スロープ等を含む)を設ける場合には、車いすでも自力で登れる勾配を上限とします。また杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、安全な手すりの設置などを検討します。
- ② **歩行通路が歩道の切下げ部を極力通過しないようにします。**
 - ▶ 工事中の歩行通路を設定する際、なるべく歩道の切下げ部を車いすが通過しないようなルートを設定します。
 - ▶ やむを得ず切下げ部を通過する場合には、勾配を緩和する措置を講じます。

新たな切下げ部では、急勾配を設けないようにします。

 - ▶ 沿道工事などで、工事車両の出入りのために歩道を切下げが必要な場合には、切下げ部の勾配を極力抑えるようにします。

留意事項

- 「品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」では、歩道等の縦断勾配を5%以下としています。また、これを満たす値であっても、縦断勾配が長く続く場合は高齢者・障害者等の通行に支障をきたすことから、踊場等の休憩スペースを設けるなどの配慮が必要とされています。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。
- 「品川区道路の構造の技術的基準に関する条例」では歩道および自転車歩行車道の舗装は雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすることとし、併せて歩道の横断勾配を1%を標準とすると規定しています。やむを得ない場合は、2%を標準とします。

参考：歩道の横断勾配について

品川区が定める「品川区道路の構造の技術的基準に関する条例」では、透水機能を有する歩道または自転車歩行者道の横断勾配は1%を標準とするとしています。ただし、透水機能を有しない場合ややむを得ない場合は2%を標準とするとしています。

「品川区道路の構造の技術的基準に関する条例」抜粋 (舗装)

第22条 車道、中央帯、車道に接続する路肩、自転車道等および歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道および側帯の舗装は、当該舗装の設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用および自動車の交通の状況等を勘案した構造とするものとする。

4 歩道または自転車歩行者道の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造（以下「透水機能を有する構造」という。）を標準とするものとする。

(横断勾配)

第23条 車道、中央帯および車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の左欄に掲げる路面の種類に応じ、同表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

| 路面の種類 | 横断勾配 (単位 パーセント) |
|----------------------------|--------------------|
| 前条第2項に規定する基準に適合する構造を有する舗装道 | 1. 5以上2以下 |
| その他 | 3以上5以下 |

2 歩道または自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、透水機能を有する構造の舗装としない場合または道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2パーセントを標準とするものとする。

3 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

4 透水機能を有する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合は、横断勾配を付さず、または縮小することができる。

Ⅱ-d 段 差

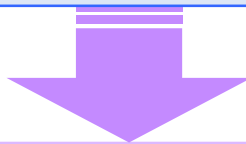
▼ 配慮事項とその背景

① 段差は原則として発生させないようにする必要があります。

⇒段差は車いすやベビーカー等のスムーズな通行を妨げるだけでなく、歩行者のつまづきの原因にもなることから、歩行者通路には発生させないよう配慮する必要があります。

② 工事着手前の歩道から車道側に向けて歩行通路を設定する場合には、歩車道境界における段差対策を施す必要があります。

⇒歩道上の工事区域を避けるために、歩道と車道をまたがって歩行通路が設定される場合があります。その際、縁石が突出していたり、歩道が車道よりも高くなっていたりなどの理由で経路上に段差が生じることがあり、これらへの対策を講じる必要があります。



▼ 対応方向

① 段差が発生する場合は緩い傾斜による処理を行います。

▶ 路面の補強材の敷設や、排水管・ケーブル等の設置により、やむを得ず段差が生じてしまう場合には、緩やかなスロープを設置することなどにより、車いす等のスムーズな通行が可能となるようにします。

② 歩車道境界に段差がある場合には、解消するよう処置します。

▶ 歩車道境界部の歩道を切り下げる、歩道から車道に向けて板を渡してスロープを設けるなどの処置により歩車境界部の段差を解消します。

留意事項

- 段差解消のためのスロープを設置する場合には、短い区間であっても極力勾配が緩くなるようにします。
- 急傾斜地の工事などで、やむを得ず階段を設置する場合には、高齢者等の利用に配慮し手すりの設置を検討します。また、車いす等の通行に対応するためスロープによる迂回路を設けることが望まれますが、難しい場合には、交通誘導員による人的支援を実施するなどの方策が望まれます。
- スロープの幅は車いすが安全に通行できる幅とします。



Ⅱ—e 路面

▼ 配慮事項とその背景

- ① 歩行者の安全性・快適性を確保する必要があります。
⇒工事中であっても歩行者等の快適性を確保するとともに、転倒事故等の防止を図られるような路面を整備する必要があります。
- ② 歩行通路内の掘削箇所等の安全対策を施す必要があります。
⇒掘削箇所では、鋼材等で蓋がけされている場合が多く、通行時の安全対策に配慮する必要があります。
- ③ 歩行者が多い箇所では、路面の保持に努める必要があります。
⇒交通量が著しく多い歩行者通路では、磨耗や損傷等の進行が早いことが想定されることから、良好な通行機能を維持する必要があります。



▼ 対応方向

- ① 路面は凹凸がなく、滑りにくく、水はけのよい材質・構造とします。
 - ▶ 歩行通路の路面は、車いす使用者、杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、仮設舗装等で路面の凹凸を無くした後に歩行者用マットを敷くなどし、滑りにくく、水はけの良い状態に保ちます。
- ② 鋼材敷設箇所等における滑り止め対策を施します。
 - ▶ 路面に鋼材を使用している区間では、雨天時には滑りやすくなることから、滑り止めのための処置を施します。
- ③ 路面の日常的な点検と早期の補修に努めます。
 - ▶ 駅周辺などの歩行者が多い箇所での工事では、仮設舗装がはがれたり、歩行者用マットがめくれたりしやすいため、日常的な点検を実施することにより路面の損傷状況などを把握し、迅速に補修を行います。

留意事項

- 歩行者用マットを敷く場合は、マットの下に段差がないか注意が必要です。
- 「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき、歩行者通路では通行に支障となる砂利・砕石等の除去に努める必要があります。

＜参考＞「建設工事公衆災害防止対策要綱」より抜粋
(歩行者対策)

第24起業者及び施工者は、第23（車道幅員）に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11（さくの規格、寸法）から第13（移動さくの設置及び撤去方法）までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかなければならない。

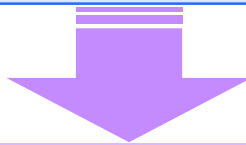


II-f 工事用車両横断部

▼ 配慮事項とその背景

① 工事車両横断部では歩行者の安全な通行に配慮した構造とする必要があります。

⇒沿道敷地における大規模建築工事などでは、工事用車両が敷地内に進入するための出入口及び進入路を設けることとなります。進入路は歩道を横断するため、設置にあたっては歩行者の通行に配慮した構造とする必要があります。



▼ 対応方向

① 歩行者の通行に支障を及ぼさない構造とします。

- ▶ 歩道の切下げを行う場合には原則段差を設けず、勾配を緩くし、すり付けを行うなど、車いす等の通行に配慮します。
- ▶ 進入路の路面は、わだち掘れ等の凹凸が生じないようにします。また鉄板等により路面の補強を行う場合には、歩行者が滑りにくい材料を使用するなどの処置を施します。
- ▶ 進入路の路面に落ちた土砂・碎石等の除去に努めます。

留意事項

- 適切な施工計画により、工事車両の低減に努める必要があります。

【歩道内においてすり付けを行う例】



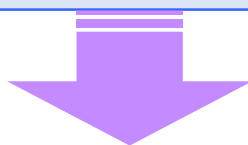
Ⅲ

案内・誘導

Ⅲーa 歩行者等の注意喚起（サインの設置）

▼ 配慮事項とその背景

- ① 歩行通路の起終点付近において、通行者の注意を喚起する必要があります。
⇒工事により日常時とは異なる経路となっていることについて、すべての通行者に注意を喚起するとともに、工事区間の通行のための的確な判断を促す必要があります。
- ② 工事車両の出入口における通行者の注意を喚起する必要があります。
⇒沿道における建築工事等では、工事車両の出入口において通行者と工事車両の動線が交錯するため、大きな危険を伴います。工事車両の出入口であることを通行者に明確に伝達する必要があります。
- ③ 歩行通路における危険箇所について、歩行者等の注意を喚起する必要があります。
⇒通行者に危険が生じやすいと思われる箇所では、的確に歩行者の注意を喚起する必要があります。
- ④ サインは、子どもや外国人等を含め、すべての人に理解できる標示とすることが望まれます。
⇒歩行通路は、高齢者・障害者をはじめ子どもや外国人など様々な人が利用することが見込まれるため、すべての人にとってわかりやすいサインとすることが望まれます。



▼ 対応方向

① 施工中は現場及び周辺に工事看板を設置します。【再掲】

- ▶ 工事中の歩行通路起終点及びその周辺に工事の期間・内容、連絡先などを表示した看板を設置し、工事中の通行者に対して工事情報を提供します。
- ▶ 工事看板とともに、歩行通路の進行方向を示す誘導サインを設置します。
- ▶ 必要に応じて、危険箇所には交通誘導員を配置します。

② 工事車両の進入路であることを示すサイン等を設置します。

- ▶ 工事車両の進入路・出入口をサインによって標示します。
- ▶ 聴覚障害者や視覚障害者への注意を喚起するため、パトライト・サイレンなど視覚や聴覚に訴える設備を設置します。
- ▶ 原則として交通誘導員を配置し、通行者の誘導を行います。

③ 危険箇所における警告サインを設置します。

- ▶ やむを得ず歩行通路に曲がり角、幅員変化、路面の段差や傾斜部、構造物等の張出しなどがある地点には、その都度サインを設置します。
- ▶ 必要に応じて、危険箇所には交通誘導員を配置します。

④ ピクトグラム等を活用し、注意を喚起します。

- ▶ 危険箇所では、すべての人に対して着実に注意を促し事故を防止するため、ピクトグラム(図記号)の活用について検討します(次ページ参照)。



留意事項

- 視野が狭い弱視者では看板やサインの位置がわかりづらいため、工事現場の出入口に誘導灯を設置する、交通誘導員が誘導灯を持つなどの工夫が必要です。
- 工事中であることを示す右のピクトグラムのほか、交通エコロジー・モビリティ財団が策定した以下のピクトグラムを工事現場でも活用することを検討します。



案内用図記号は一見して表現内容を理解できる優れた情報提供手段であることから、交通エコロジー・モビリティ財団では、図記号の充実、統一化に向けて、ガイドラインを策定しました。

以下に示す例は、「注意」に関する案内用ピクトグラムです。

ピクトグラム例（標準案内用図記号ガイドブック 交通エコロジー・モビリティ財団編）



【ピクトグラムを使用した看板設置イメージ】



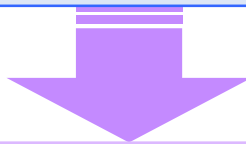
【ピクトグラムを使用した看板例】



Ⅲ一b 誘導標示・視覚障害者誘導用ブロック

▼ 配慮事項とその背景

- ① 仮設通路の進行方向や経路をわかりやすく示す必要があります。
⇒歩行通路の起終点だけでなく、通路区間内においても適宜誘導標識等を設置し、通行者をスムーズに誘導する必要があります。
- ② 工事着手前において視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていた場合には、工事中においても敷設する必要があります。
⇒もともと視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている歩道に対して、工事中の歩行通路の付け替えを行う場合、その区間でブロックが遮断されてしまうことのないよう、工事中の歩行通路にもブロック等を設置する必要があります。



▼ 対応方向

- ① 必要に応じて誘導サインの設置や路面への白線表示などを行います。
 - ▶ 歩行通路の進行方向を示す矢印等の誘導標識や、高齢者や視覚障害者へのガイドとなる白線の標示を実施します。
- ② 工事中の歩行通路についても視覚障害者誘導ブロック等を設置します。
 - ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保の観点から、工事中の歩行通路にもブロックや点字シート・マット等を敷設します。
 - ▶ 歩行通路にスロープや階段、曲がり角等を設ける場合には、注意喚起のためのブロック等を併せて設置します。

留意事項

- 工事着手前の歩道において視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていた場合、工事中の歩行通路に敷設する視覚障害者誘導用ブロックや点字シート・マット等は、可能な限り工事着手前と同じ形状・色彩とします。また、敷設位置についても、車道や工事区域に寄せすぎないなどの配慮が必要です。
- 工事着手前に設置されていたブロックについて変更が必要な場合は、道路管理者と変更内容等に関して十分に調整することが必要です。
- 工事着手前の歩道にブロックが敷設されていなかった場合でも、可能な限り敷設することが望まれます。
- 仮設用の視覚障害者誘導用点字シート・マット等は、めくれ上がり等が生じやすいことから、日頃の点検と適切な補修・交換が必要です。
- 工事により、歩行経路を変更しても工事着手前の視覚障害者誘導用ブロックを施工期間中も残す場合などには、誤ったルートへ誘導しないよう配慮することが必要です。

IV

その他施設

IV—a 照明、反射鏡等

▼ 配慮事項とその背景

- ① 通行者が安全に通行できるよう、歩行通路には照明や反射鏡を設置する必要があります。
⇒夜間でも安心して通行できるよう、歩行通路には照明設備を設置するなどの配慮が求められます。また、必要に応じて反射鏡を設置し見通しをよくするなどの配慮が求められます。



▼ 対応方向

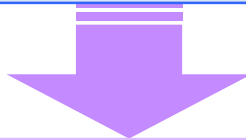
- ① **原則として歩行通路には照明設備を設置します。**
- ▶ 歩行通路では夜間であっても安全に通行できるよう、必要に応じて照明や赤色灯を設置します。特に通路内の段差(歩車道境界を含む)では、夜間でも明確に識別できるように、足元を照らす照明を設置します。
- 見通しの悪い箇所などに反射鏡の設置を検討します。**
- ▶ 歩行通路が屈折しており、通行者の死角などが発生する場合には、必要に応じて反射鏡を設置します。特に、聴覚障害者に対しては、視覚による情報を提供するという観点からも反射鏡の設置が有効です。

Ⅳーb 案内サイン等の機能補償

▼ 配慮事項とその背景

- ① 交通標識のほか、工事着手前において施設案内などの標識が設置されていた場合には、工事中の歩行通路にも設置する必要があります。

⇒周辺の公共施設等の方向・距離等を示す誘導サイン、現在地と周辺の地図等を示した案内サイン、現在地の町名標示等は、周辺の地理に長けている人からは見落とされがちですが、初めて訪れる人にとって貴重な情報となります。そこで、工事着手前の歩道にこれらのサイン等が設置されており、工事により撤去した場合には、工事中における機能補償を図ることが必要です。



▼ 対応方向

- ① 工事中においても同様のサインを仮設します。
 - ▶ 工事着手前に設置されていたものと同じ内容の情報を表示したサインを歩行通路から見やすい位置に仮設します。

留意事項

- 移設に際しては、各施設管理者との十分な協議を図る必要があります。

V

通行者の危険防止対策

V-a 車道への進入防止

▼ 配慮事項とその背景

① 車道側に歩行通路を設置する場合には、歩行通路から車道への進入防止対策を講ずる必要があります。

⇒車道の一部を利用して歩行通路を設置する場合には、通行者の車道への進入防止対策を施す必要があります。



▼ 対応方向

① 車道側に進入防止柵を設置するとともに、適切な誘導を行います。

- ▶ 大人が乗り越えるのはもちろんのこと、子どもが潜り抜けて車道に進入することのないよう、適切な高さで進入防止柵を設置します。
- ▶ 視覚障害者等が誤って車道に進入することのないよう、進入防止柵は連続して途切れることのないように配置するとともに、必要に応じて交通誘導員による誘導を行います。
- ▶ 夜間でも工事中の歩車道境界が確認できるように、必要に応じて赤色灯や視線誘導標などを設置します。

留意事項

- 車道への進入防止柵としては、バリケード、コーンとコーンバーの組み合わせ等による簡易なものが一般的となっています。これらの設備は手軽である一方、容易に移動されてしまうため、交通誘導員による監視を強化することが望まれます。
- 柵などを設置する場合は、白杖使用者が遮蔽されていることを認知できるよう、地面近くに遮蔽物があるバリケード等を設置することが望まれます。

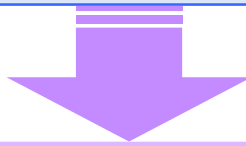


V-b 工事区域への進入防止対策

▼ 配慮事項とその背景

① 工事区域への進入防止対策を施す必要があります。

⇒工事区域は、マンホールにおける作業など点的なもの、道路改修や擁壁工事のように線的なもの、大規模敷地における建築工事など面的なものがあり、規模や形状も様々ですが、いずれの工事区域においても、関係者以外の立入を厳重に防止することが必要です。



▼ 対応方向

① 工事区域の周囲に進入防止柵を設置します。

- ▶ 大人が乗り越えるのはもちろんのこと、子どもが潜り抜けて工事区域に進入することのないよう、工事現場の状況・工事規模・期間などに応じて、適切な高さ・構造の進入防止柵を設置します。

必要に応じて規制サインを設置します。

- ▶ 通行者が工事区域に進入できないよう物理的な障壁(柵)を設置するとともに、工事区域であり立入禁止であることを周知するため、「立入禁止」を伝える規制サインを適宜設置します。

工事車両出入口では、通行者が誤って工事区域内に入らないようにします。

- ▶ 工事車両の出入口では、交通誘導員を配置し、視覚障害者などが誤って工事区域内に入ることのないように対応します。また、夜間や休日などの稼働時間外には出入口を閉鎖することとします。

留意事項

- 遊び場として利用されている公園内の工事現場では、子どもなどが工事区域へ進入しないよう、工事区域を明確に分離する措置を施す必要があります。また、子どもにもわかりやすいよう、イラストなどによる注意看板を設置する必要があります。
- マンホールにおける保守点検作業など、小規模で作業期間が短い現場では、防止柵も簡易なものとなりがちであるため、通行者等の進入による事故の危険性に鑑み、交通誘導員等による監視を行う必要があります。



V-c 落下物防止対策

▼ 配慮事項とその背景

① 歩道上への落下物の防止を図る必要があります。

⇒道路占用物等の新設・改修工事、維持管理作業では、歩道上空における架空式電線・通信線の維持管理などが想定されるため、落下物や浸水等の防止を図る必要があります。

▼ 対応方向

① 落下想定範囲への通行者の立入を禁止します。

- ▶ 万一に備え、落下物が直撃すると想定される範囲には、通行者の立入を禁止する措置をとります。

歩道上への落下を防止するための対策を施します。

- ▶ 作業中に資機材等を落下させないことが一番の防止策ですが、万一落下させてしまった時、歩道への直撃を防止するため落下防止フェンス(またはネット)等を設置します。

留意事項

- 作業中における落下物などの人為的な事故に加え、強風時の看板類・仮設構造物・資機材等の転倒・飛来・落下など悪天候による事故についても対策を講じます。



VI

人的サポートの充実

VI-a 交通誘導員の配置・誘導

▼ 配慮事項とその背景

① すべての通行者の安全な通行に配慮し、誘導員を配置する必要があります。

⇒ここまで、主にハード面における配慮事項についてガイドラインを示してきましたが、これらを網羅することによって、すべてのバリアフリーが実現するわけではありません。ハード面だけでは解決できないソフト面での課題に対処するため、交通誘導員を配置し人的サポートを充実する必要があります。

▼ 対応方向

① 危険箇所等に交通誘導員を配置し、通行者の誘導を行います。

- ▶ 歩行通路起終点、工事車両出入口付近等の危険箇所、または通行者が迷いやすい箇所などには原則として交通誘導員を配置し、必要に応じてお声かけを行い、通行者を安全に誘導します。

留意事項

- 交通誘導員の適正な配置及び心構えについては、「道路工事における交通誘導員の現場対応について」、「交通誘導員の確認事項」を参照し、歩行者等に対して安心していただけるような誘導を心がける必要があります。
☞（「道路工事における交通誘導員の現場対応について」、「交通誘導員の確認事項」（品川区作成）を参照）

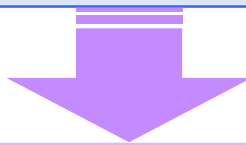


VI-b 交通誘導員の資質向上

▼ 配慮事項とその背景

- ① 通行者、特に高齢者や障害者等に対する交通誘導員の接遇の向上を図っていく必要があります。

⇒今後の課題として、工事中における安全性をますます高めていくために、交通誘導員の接遇（マナー、声かけ）や誘導技術の向上を図っていく必要があります。



▼ 対応方向

- ① **交通誘導員の育成を推進します。**

▶ 交通誘導員が高齢者や障害者等に対する理解を深めるとともに、当事者の意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた丁寧な対応と誘導技術を身につけるよう、社内研修等を実施します。

留意事項

- 一定以上の知識および技能を有する交通誘導員の資格として、都道府県公安委員会が実施する交通誘導警備業務検定があります。制度を活用して、誘導員の資質を高めていくことが望まれます。
- 高齢者や障害者など、何らかの配慮が必要な人に対するおもいやりの心や声かけの方法などを学ぶサービス介助士（詳しくはNPO法人ケアフィットサービス協会のホームページ<http://www.carefit.org/>をご参照下さい）という資格があります。交通誘導員育成のために、必要に応じて資格取得を検討することも考えられます。
- 障害者を誘導する際は、障害について正しく理解するとともに、障害の状況に応じた以下のようなサポートが必要です。なお、さらに障害種別の特性等を知る場合は、『公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害者に対する心の身だしなみ（内閣府 障害者施策推進本部）』を参照下さい。
- 交通誘導員による誘導に対して、障害者及び関係者の参加による現地点検調査では、以下のような意見が聞かれました。

- ・ 通行者に安心感やゆとりを与え、急がせるような誘導は避け、温かく見守ってほしい。
- ・ 障害の特性に応じた接遇方法を取ってほしい（例えば視覚障害者を誘導する場合は、まず相手に声を掛け、自分の肩や肘に掴まってもらい半歩先を歩くなど）。
- ・ 視線を合わせ、優しい表情で分かりやすい大きな動作で誘導する（聴覚障害者にとっては、顔を見て誘導しないと自分に対する誘導だと分からない）。
- ・ 視覚障害者に対しては、まず工事によって通路の状況が変わっている点を伝え、誘導が必要かを聞き、必要に応じて誘導してほしい。また「車が来ますよ」だけでなく、どちらから来ているかなども伝えてほしい。

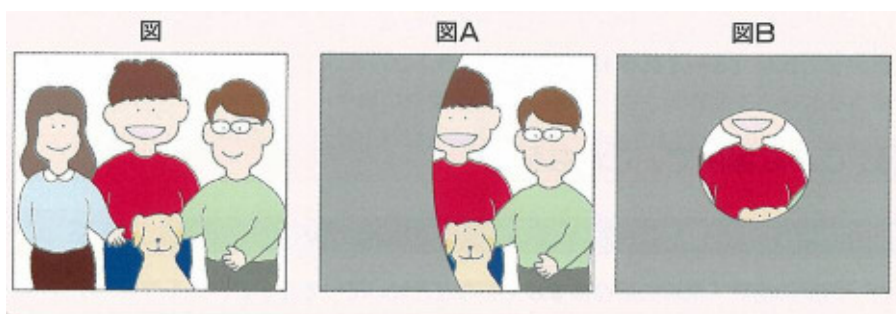
障害の状況に応じたサポート内容(例)

I 視覚障害者へのサポート

1 視覚障害とは

ひとことで視覚障害と言っても、さまざまな見え方があります。まったく見えない、文字がぼけて読めない、物が半分しか見えない(図A)、望遠鏡を通してしか見えない(図B)などです。

このようなことから、文字を読むことができても、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまずいてしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできるが、文字を読めない方がいます。



2 視覚障害者と出会ったら

困っていても視覚障害者から援助を求めることは難しいので、戸惑っている視覚障害者を見かけたときは、まず、声をかけてください。そして、援助を求められたら、どうすればよいか確認してください。ちょっとした援助が、より安全で安心な外出につながります。

また、白杖を持っている・盲導犬と一緒にいるように、一見して視覚障害者と分かる人もいますが、外見から視覚障害者とわかりにくい方もたくさんいますので、「見えにくいので……」「視覚障害なので……」などと言われたときは、目が不自由と判断してください。

3 視覚障害者が援助に配慮してほしいこと

- ・ 援助するときは、そばに行って、前から声をかけてください。声のかけ方は「お手伝いしますか？」でも「こんにちは」でも結構です。

遠くから声をかけてもらっても、気づかないことがあります。

援助を断られたとしても、気を悪くしないでください。慣れている場所にいる場合等、援助を求めているないこともあります。

- ・ 腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないでください。

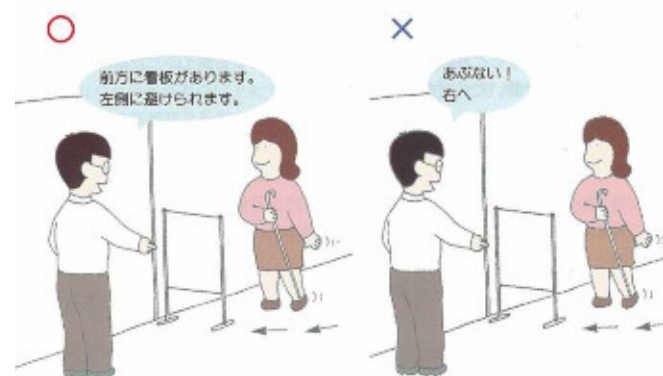
いきなり体に触れるのは失礼ですし、不安に感じるからです。まず、声をかけてください。

- ・ 「危ない！」と言うだけでなく、状況を具体的に説明してください。
状況がわからないと動けないからです。危険な場面では説明だけでなく、安全な場所まで誘導してください。

- ・ 横断歩道では、無言で引っ張っていかないでください。

4 わかりやすい説明のポイントは？

- ・ 方向や位置を説明するときは、視覚障害者の向きを中心にしてください。
向かい合っていると、説明者とは左右が反対になるためです。



- ・ 道順を説明するときは、目印となる具体的な建物などを教えてください。
目印となる建物を教えてもらえると、再度道を尋ねるときや、援助を受けるときに役立ちます。
- ・ 代名詞や、指差し表現ではなく、「あなたの右」、「煙草の箱くらいの大きさ」などと、具体的に説明してください。
「あそこに」「むこうに」という表現や指差しは、正確にわからないからです。

5 誘導（移動の手伝い）のポイントは？

- ・ まず、どのように介助すればよいか聞いてください。
介助の受け方は人によって違います。決めつけた対応をしないようにしましょう。
- ・ 短い距離であっても、腕や白杖をつかんだり、肩や背中を後ろから押さないでください。
動きを拘束されると、安心して歩くことができませんし、足や杖で前方を確認することもできなくなってしまいます。

悪い例

「手でひっぱる」



「後ろから押す」



- あなた（援助者）の腕や肩をつかんでもらい、歩く速度を相手に合わせる
ことが基本です。

誘導の基本



- 段差や階段の直前ではいったん止まって、「下りの段差です」「上り階段
です」などと教えてください。
ただ「階段」と言われただけでは上りか下りかわかりません。
- 別れるときは安全な場所で、本人の立っている場所と向いている方向を伝
えてからにしてください。
誘導者と別れた後で、下り階段などで転落したりしない場所を選ぶため
です。

II 聴覚障害者へのサポート

1 聴覚障害とは

聴覚障害は、外見上は障害があるかどうか分からないことが特徴で
す。このため、聴覚障害者が後ろから来る車の音に気づかなくて怖い思い
をしたり、電車の中のアナウンスが聞こえず困ったりしていても、周りの
人にはわかりません。

聴覚障害者は、聞こえにくい（または聞こえない）ために音声での会話
が困難です。会話だけではなく、周りの状況を知るための音の情報が入り
にくいことも、この障害の不便な点です。

聴覚障害とひとことで言っても、聞こえ方は一つではありません。補聴
器がなくてもなんとか会話が聞き取れる人、補聴器をつければ会話が聞き

取れる人、補聴器をつけると大きな音はわかるが、会話は聞き取れない人など、人によってさまざまです。片耳はよく聞こえて、片耳が聞こえない人もいます。

聴覚障害者は、聞こえ方やこれまでの生活によって、それぞれにコミュニケーション方法を身につけてきています。コミュニケーションには、音声での会話、手話、筆談、読話（話し手の口の形や動きで話を読み取る）など、さまざまな方法があります。多くの方は、どれか一つの方法だけを使うのではなく、いくつかの方法を、相手や場面に応じて組み合わせて使っています。

2 聴覚障害者と出会ったら……

聴覚障害者と出会ったら、まず、どのような方法（音声・手話・筆談）でコミュニケーションをとればよいか、本人に尋ねてください。きっと、あなたとそこに合う方法を、教えてくれるはずです。

3 聴覚障害者が援助に配慮してほしいこと・その理由

- ・ 戸惑っている人には「何かお手伝いすることがありますか？」と声をかけましょう。

会話がスムーズにいかなかった経験から、自分から人に案内を求めることをためらっている人がいるかもしれません。

- ・ 聴覚障害者がコミュニケーションの方法について希望を申し出た場合には、希望に添った方法で会話をしてください。

「ゆっくり話してください」「筆談をお願いします」「手話通訳者と一緒に来ました」など、聴覚障害者が希望を申し出ることがあります。

4 音声で会話するときのポイント

聴覚障害者が音声で会話をしていると、周りの人は、「話ができるのだから、何でも聞こえているのだろう」と誤解しがちです。しかし、聴覚障害者にとって会話を完璧に聞き取ることは非常に難しいのです。1対1では聞こえていても何人かで話すと聞き取れなかったり、半分は聞き取れていても聞きもらしや聞き違いがあったりします。補聴器をつけていても、100%聞き取ることはできません。聞き取りやすくするためには、話し手がわかりやすい話し方をすることが大切です。

5 わかりやすい話し方

(1) 常に顔の見える位置で

口元の形や表情は、ことばを聞き取るための大切な情報です。隠されると会話がわかりづらくなります。

(2) 注意をうながしてから話す

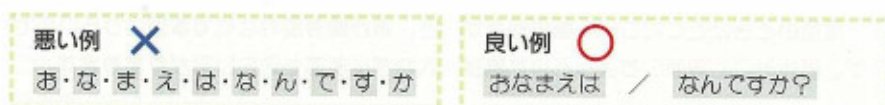
注意が向いていないときは、聞く準備ができていないので、ことばが届きません。

(3) ゆっくり話す

どんなに性能の良い補聴器をつけていても、早口は聞き取りにくいものです。

(4) ことばのまとまりで区切る

1音1音区切ると、かえって意味がわかりにくくなります。ことばのまとまりで区切ると、理解しやすくなります。



(5) 大げさな話し方はダメ

極端にゆっくり、はっきり話をされると、「目立ってしまって嫌だな」「そんなに大げさに言われたくないな」など、不愉快な思いをする人もいます。

(6) 補聴器を使っている方には普通の大きさの声で

補聴器を通して大きな声を聞くと、ことばが響いて聞き取りにくくなります。

(7) 近づいて話す (補聴器を使っている方には3m以内)

近づくと、ことばがよく届きます。また、補聴器はマイクで音を拾うので、3m以上離れると、ことばがマイクに届かなくなります。

5 伝わりにくい時の工夫

(1) 筆談や身振りなど、他の方法も使ってみましょう。

聞こえにくいことばは、何度繰り返しても聞こえにくいものです。他の方法もあわせて使うと伝わりやすくなります。

(2) わからないときは、いつでも聞き直せる雰囲気を作りましょう。

聞き返して嫌な顔をされた経験などから、わからなくても適当に相づちを打っている人もいます。

6 手話を知らなくても、コミュニケーションをとるポイント

手話には、聴覚障害者の大切な言語です。手話を学んでコミュニケーシ

ヨンの方法を広げることも大切ですが、手話を知らなくても、聴覚障害者とコミュニケーションをとることはできます。なぜなら、聴覚障害者の多くは、相手に応じてコミュニケーション手段を使い分けているからです。

聴覚障害者でも手段ができない方がいるので、手話を知らない方に対しては、身振りや筆談など、手話以外の方法をあわせて使います。

Ⅲ 肢体不自由者へのサポート

1 肢体不自由とは

体に機能障害のある方は、日常生活の中でさまざまな制約を受けたり、不自由を感じる事が多くあります。たとえば、杖をついて歩いたり、車いすに乗っていると、階段や少しの段差の昇降にも支障があります。同じ姿勢を維持することが困難な人もいます。手指や手・腕がなかったり、まひがあるときには文字を書いたり、お金の扱いなど、細かな手先のことには大変に苦労します。また、読むこと・聞くこと・話すこと・書くことが困難だったり、口や舌の動きがまひしていると、ことばを使って周囲の人に自分の思いを十分に伝えることができません。このように、健康な人ならなんでもない生活の中で、不便がたくさんあるのです。

しかし、適切に対応されることにより、外出の機会が増えたり、楽に外出ができるようになります。以下のことを参考にして、適切な対応をしてください。

2 車いすに乗っている方への配慮

(1) 段差を昇るとき

昇る手順は「持ち上げます」と声をかけながら。

(2) 段差を降りるとき

降りる手順は、後向きになり、車いすの背をささえる要領で衝撃を与えないようにそっと降りていきます。

(3) 小さい段差や溝があるときは、斜めに通るか、後向きにします。

3 杖を使っている方への配慮

(1) 杖を利用している方が階段を昇るときは、斜め後ろから介助してください。降りるときは本人の一段下の斜め前に立ち、横向きに降りてください。

(2) 両松葉杖の方など、書類を持つのに支障がありそうなときは、「書類

を持てますか」「ご一緒に、お持ちしましょうか」など、適宜たずねてください。

(資料：「障害のある方への接遇マニュアル」(平成18年、東京都)より抜粋)
(アンダーラインは追記)

チェックシート

以下にチェックシートを示します。工事の際の点検に活用してください。

| 工事名 | | | | |
|--------------|---|--|------|------|
| 工期 | | 工事請負人名 | | |
| 点検日 | | 現場代理人名 | | |
| 点検者職名 | | 点検者名 | | |
| 点検項目 | 点検内容 | | 点検結果 | 改善確認 |
| I 工事情報の提供 | 近隣住民や学校・病院・福祉施設等へ事前に工事情報を周知していますか？ | | | |
| | 工事看板等により通行者へ工事情報を提供していますか？ | | | |
| | 外国人に対する工事情報を提供していますか？ | | | |
| II 歩行通路の構造 | ルート | なるべく大きな迂回を避ける経路となっていますか？ | | |
| | 幅員 | 工事の影響範囲を可能な限り減らしていますか？ | | |
| | | 交通量や歩行者や車いす使用者のすれ違いにも配慮した幅員となっていますか？ | | |
| | 勾配 | 道路勾配（縦断・横断）は、可能な限り小さくなっていますか？ | | |
| | | 工事中の通行経路は、横断勾配のきつい歩道の切り下げ部を極力避けていますか？ | | |
| | 段差 | 段差はありませんか？やむをえず段差がある場合、板を渡すなどの対策を施していますか？ | | |
| | 路面 | 路面は凹凸がなく、滑りにくく、水はけのよい材質・構造となっていますか？ | | |
| | | 通路内の掘削部は安全に通行できるように配慮されていますか？ | | |
| | | 歩行者の多い箇所では、路面の保持に配慮していますか？ | | |
| | 車両横断部 | 車両横断部では、歩行者の安全な通行に配慮していますか？ | | |
| III 案内・誘導 | 注意喚起（サイン） | 歩行通路の起終点付近にサインを設置して通行者の注意を喚起していますか？ | | |
| | | 工事車両の出入口等では通行者の安全に配慮していますか？ | | |
| | | 歩行通路の危険箇所について、歩行者等の注意喚起をしていますか？ | | |
| | 誘導標示・標加 | サインはピクトグラムなどを使い、子どもや外国人にも分かりやすい標示となっていますか？ | | |
| | | 仮設通路の進行方向や経路は分かりやすく標示されていますか？ | | |
| IV その他施設 | 工事着手前に視覚障害者誘導用ブロックがあった場合、仮設のブロック・点字シート・マット等は設置されていますか？ | | | |
| | 夜間も安全に通行できるよう、照明が設置されていますか？見通しをよくするため、必要に応じて反射鏡を設置していますか？ | | | |
| V 歩行者の危険防止対策 | 工事着手前に設置されていた施設案内などは、工事中の歩行通路にも設置していますか？ | | | |
| | 車道側に歩行通路を設置する場合、歩行通路から車道への進入防止対策を講じていますか？ | | | |
| | 進入防止柵などにより工事区域への進入防止対策を施していますか？ | | | |
| VI 人的サポートの充実 | 歩道上空の工事・維持管理作業では、落下物の防止が図られていますか？ | | | |
| | 通路の起終点、危険箇所などに交通誘導員を配置していますか？ | | | |
| | | 丁寧な接遇を心がけるよう、交通誘導員に指導していますか？ | | |

制定 平成17年2月1日

改定 平成17年9月1日

改定 平成18年4月1日

改定 平成19年4月20日

改定 平成20年5月15日

施工管理チェックポイント（占用工事者用）

（道路占用工事要綱第2－9関係）

1. 施工前の注意事項

＜担当者等への周知＞

- ・ 事業者および企業者の責任者は、施工管理チェックポイントを元請並びに下請業者にもれなく周知する。

＜お知らせビラ＞

- ・ お知らせビラには次のことを明記する。
工事件名、工事内容、工期、作業時間、発注者、施工者、担当者（発注者および施工者の各担当者名）、電話番号等（工事中看板にも同様の内容を記載する。）
- ・ お知らせビラの配布は、1週間前には地元住民や町会長に周知徹底し、商店街、学校、病院等がある場合は調整を図る。また、ビラ右上に「配布月日：○年○月○日」を記入する。
- ・ お知らせビラ内の地図等はなるべく最新版の地図を貼り付けて使用する。
- ・ 施行日時は、工事に伴い支障となる人の出入りや車等を確認し決める。
- ・ 工事内容や日時等の変更が発生した場合は改めてお知らせする。
- ・ アパートや駐車場がある場合は、戸別にお知らせし漏れのないようにする。
- ・ お知らせビラの配布範囲は、工事箇所の前後20m程度および奥行き3軒（振動および騒音が及ぶ範囲）程度を標準とする。

＜工事看板等＞

- ・ 工事に伴い交通止めを行う現場については、2週間以上前に現場付近にその旨の看板等を設置する。ただし、通過交通のない行き止まりの道路で、通行止めの期間が数日の場合は、お知らせビラに替えることができるものとする。
- ・ 工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間は「工事情報看板」を、工事中は「工事説明看板」を、工事現場付近に設置する。ただし、工事期間が1日以下の工事は、「工事説明看板」の設置を省略することができる。
- ・ 迂回路や工事案内板は、誰にでもわかりやすく表示する。

2. 施工中の注意事項

- ・ 通行止めに伴い迂回措置を行う場合は、迂回ルートや施工場所付近で施工されている、各企業者工事や建築工事等との調整を図る。また、各清掃事務所との調整を行うとともに、迂回ルートがスクールゾーンに指定されている場合は、学校との調整を行う。
- ・ 道路使用許可条件に基づき、保安施設、各種標示板、交通誘導員等を配置するとともに、道路使用許可書等を常時携帯する。

- ・ 建設機械は、低騒音、低振動の機械を使用する。
- ・ 夜間工事は、周辺住民の意見を尊重し、時間帯など配慮して施工する。
- ・ 掘削する場合は、沿道から2，3軒先のお宅まで配慮して施工する。
- ・ ブレーカー、掘削機、転圧機等を使用する場合は、特に周辺住民に十分説明して施工する。
- ・ 歩行者通路は、子供や高齢者などが安全に通行できるように、交通誘導員を配置し誘導する。なお、交通誘導員の適正な配置および心構えについて、別紙に定めるものとする。
- ・ 工事車両（作業に直接使用する車）は工事作業帯エリア内に収容し、その他の車両は現場内に放置しないものとする。
- ・ 資機材や残土など現場周辺を常に整理、整頓する。
- ・ 日々の工事終了時には、資機材、車両などを現場内に置かず搬出する。
- ・ 工事車両の時間調整のための道路における待機は厳に慎む。
- ・ 周辺住民に、事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行うこととなった場合は、再度事前に周知をする。
- ・ 工事完了に伴い、工事現場内および現場周辺に工事看板や資機材等が設置されたままになっていないか、再度点検をする。

3. 境界標等の保全

- ・ 施工者は、工事着手前に現場内および近接地の境界標等（境界石・鋸・刻印）の有無を十分調査すること。
- ・ 境界標等の設置が確認され、工事による影響があると思われる場合は、境界標等の関係者と事前立会いを行うとともに、測量し記録書を作成すること。
- ・ 工事の影響でやむなく一時撤去する場合は、関係者に事前説明と立会いにより了承を得たうえで実施すること。なお、工事完了後は速やかに復元し、関係者の立会いによる確認を行うこと。
- ・ 境界等に関わる問題が発生した場合は、速やかに区の担当者に報告するとともに、施工者が責任をもって迅速な処理に努めること。
- ・ その他、境界等の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、速やかに区の担当者に報告し指示を受けること。

4. その他

- ・ 住民から要望、苦情があった場合は、現場の状況を把握し迅速丁寧に対応すること。また、必要に応じて区の担当者に報告する。
- ・ 工事責任者は現場に常駐し、万一、工事現場内において事故等が発生した場合は適切に処理を行うとともに、すみやかに区の担当者に報告する。
- ・ 詳細については、土木管理課占用係（5742-6785）まで連絡をする。

品川区防災まちづくり事業部

施工管理チェックポイント（区請負事業者用）

1. 施工前の注意事項

<工事情報事前周知>

- ・ お知らせビラには次のことを明記する。
工事件名、工事内容、工期、作業時間、発注者、施工者、担当者、電話番号等（工事案内板にも同様の内容を記載する。）
- ・ 工事期間が長期に渡る時や交通止め等行う現場については、2週間以上前に現場付近にその旨の看板等を設置する。
- ・ お知らせビラの配布は、1週間前には地元住民や町会長に周知徹底し、商店街、学校、病院等がある場合は調整を図る。また、ビラ右上に実際に配布する日付に合わせ、「配布日：〇年〇月〇日」を記入する。
- ・ お知らせビラ内の地図等は、最新版の地図を貼り付けて使用する。
- ・ 施工日時は、施工予定箇所周辺の人や車等の出入り状況を確認し、決める。
- ・ 工事内容や日時等の変更が発生した場合は改めてお知らせする。
- ・ アパートや駐車場がある場合は、戸別にお知らせし漏れのないようにする。
- ・ 迂回路や工事案内板は、誰にでもわかりやすく表示する。

2. 施工中の注意事項

- ・ 通行止めに伴い迂回措置を行う場合は、迂回ルートや施工場所付近で施工されている、各企業者工事や建築工事等を確認し、調整を図る。また、清掃事務所との調整を行うとともに、迂回ルートがスクールゾーンに指定されている場合は、学校との調整を行う。
- ・ 道路使用許可条件に基づき、保安施設、各種標示板、交通整理要員等を配置するとともに、道路使用許可書等を常時携帯する。
- ・ 建設機械は、低騒音、低振動の機械を使用する。
- ・ 夜間工事は、周辺住民の意見を尊重し、時間帯など配慮して施工する。
- ・ 掘削工事など、特に振動・騒音が激しい作業を行う場合は、沿道から奥行き3軒先の建物まで広報・対策など配慮を徹底する。また、現場の状況に応じて、配慮範囲を拡大する。
- ・ ブレーカー、掘削機、転圧機等を使用する場合は、特に周辺住民に十分説明して施工する。
- ・ 歩行者通路は、子供や高齢者などが安全に通行できるように、交通整理要員を配置し誘導する。なお、交通誘導員の適正な配置および心構えについては、標準的なものを別紙に定めるが、現場の周辺状況を十分に把握し適切に対応する。
- ・ 工事車両などを置く場合は必要最小限の台数とし、沿道住民に迷惑をかけないようにする。
- ・ 資機材や残土など現場周辺を常に整理、整頓する。
- ・ 日々の工事終了時には、資機材、車両などを現場内に置かず搬出する。
- ・ 工事車両の時間調整のための道路における待機は厳に慎む。
- ・ 周辺住民に、事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行う時は、再度事前と異なった内容を周知する。
- ・ 工事完了に伴い、工事現場内および現場周辺に工事看板や資機材等が設置されたままになっていないか、再度確認する。

3. 境界標等の保全

- (ア) 請負者は、工事着手前に現場内および近接地の境界標等（境界石・鋸・刻印）の有無を十分調査すること。
- (イ) 境界標等の設置が確認され、工事による影響があると判断された場合は、境界標等の関係者と事前立会いを行うとともに、測量し記録書を提出すること。
- (ウ) 工事の影響でやむなく一時撤去する場合は、関係者に事前説明と立会いにより了承を得たうえで実施すること。なお、工事完了後は速やかに復元し、関係者の立会いによる確認を行うこと。
- (エ) 境界等に関わる問題が発生した場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けるとともに、請負者が責任を持って迅速な処理に努めること。
- (オ) その他、境界等の取り扱いに関し疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

4. その他

住民から要望、苦情があった場合は、現場の状況を把握し迅速丁寧に対応すること。また、必要に応じて区の監督員に報告する。

- ・ 工事責任者は現場に常駐し、万一、工事現場内において事故等が発生した場合は適切に処理を行うとともに、速やかに区の監督員に報告する。

品川区

道路工事における交通誘導員の現場対応について

<交通誘導員設置の意義>

交通誘導員は、道路工事現場内での事故を未然に防止するため、歩行者や一般車両等を安全且つ迅速・的確に誘導しなければならない。

このため、工事を円滑に進める上で交通誘導員に必要な礼節・基本動作・心構えについて以下に示すものとする。

<交通誘導員の基本的な心構え>

- ① 交通誘導は、あくまでその相手方の自発的な協力に基づき行われるものであり、特別な権限を有する者のように指示・命令することのないよう行うこと。また、常に言語態度には十分配慮し、誤解のないよう対応すること。
- ② 交通誘導にあたっては、歩行者や一般車両等が最優先されることを念頭に置き、誘導の不手際による事故を引き起こしたり、一般交通に迷惑をかけることのないよう、常に現場の交通状況全般の把握を行い、安全かつ円滑な交通誘導に努めること。
- ③ 交通誘導に従事する交通誘導員は、常に道路交通法を研究し歩行者および車両の通行方法の規定に精通しておくこと。また、日々の作業内容を熟知し歩行者および一般車両の通行に対し不快感を与えることのないよう、迅速かつ的確に誘導を行うよう努めること。
- ④ 交通誘導員は、所轄警察の道路使用許可書の許可内容および許可条件を熟知するとともに、その条件に従い安全かつ円滑な交通誘導に努めること。
- ⑤ 交通誘導員は必要な専門知識、技能の習得に積極的に努めるとともに、常に誘導技術の向上に努めること。
- ⑥ 交通誘導員は、服装・頭髪・その他身だしなみを清潔端正にすることはもちろん、体調を整え、安定した精神状態で交通誘導にあたるようすること。
- ⑦ 交通の誘導は、現場の交通状況が十分に把握でき、また、歩行者や一般車両等から交通誘導員が容易に確認できる位置で行うこと。
- ⑧ 交通誘導員は、常に現場代理人との意思疎通に努め、トラブル発生時には直ちに現場代理人に報告し、以後、現場代理人の指示に従い迅速に行動すること。
- ⑨ 交通誘導員は、常に自己に与えられた任務遂行に専念し、仮にも現場作業等に従事してはならない。